

第 3 回

札幌市住まいの協議会

議 事 録

日 時：2022年7月13日（水）午後1時開会
場 所：札幌市役所 12階 5号会議室

1. 開 会

○事務局（山崎住宅管理担当課長） ただいまから、令和4年第3回札幌市住まいの協議会を開会させていただきます。

杉岡会長が30分ほど遅れて来られるということでございますので、それまでの間、梶副会長に進行をお願いしたいと思います。

早速、議事に入っていただきたいと思いますので、梶副会長をお願いいたします。

2. 議 事

○梶副会長 皆さん、本日もよろしくお願ひいたします。

代理で途中まで司会進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の流れについてお伝えいたします。

まず、前回の協議会で事務局よりご説明があった減免基準額のあり方について、委員の皆様より幾つかご質問がありましたので、先に、その回答も含めて事務局よりご説明していただきたいと思います。

後半は、最低負担額・全額免除のあり方につきまして、事務局より現在の状況等をご説明していただきたいと思います。

それでは、準備ができ次第、議事を進めます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（尾崎管理係長） それでは、私から説明をさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

前回同様、お配りした表紙が青い資料で説明していきたいと思いますが、同じものをスクリーンにも映しますので、見やすいほうでご覧いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、前回、今後議論させていただきたいものを三つ挙げたうち、①の減免基準額のあり方について、事務局からご説明の上でご意見をいただいたところでございます。

前回は、生活保護基準からどのようにして減免基準を換算していくのか、また、生活保護基準が引き下げられたため現状がどうなっているのか、あとは、生活保護基準と減免基準が乖離したらどのような影響があるのかなどを説明させていただきまして、その上で、2ページ目に記載しました検討事項が二つございまして、一つ目は、仮に最短のタイミングで単純に現在の生活保護基準に合わせた場合、令和5年に国の基準の見直しが予定されているものですから、つまり、合わせた途端に再び乖離する可能性があることについてご意見を伺ったというのがまず一つです。

二つ目は、現在、国の生活保護基準の基軸となっている標準世帯について、これは男性33歳、女性29歳、子ども4歳の3人世帯という構成なのですが、これは、現在、市営住宅に住んでいる入居者の世帯構成と比べまして人数も年齢も大きく異なりますので、この標準世帯を引き続きモデル世帯とすべきかどうかという点についてもご意見

をいただきました。

前回いただいた主な意見を、次の3ページにまとめました。

まず、1点目の国の基準変更についてどう対応すべきかということですが、今は平成23年の頃の生活保護基準で換算して、その結果、月額7万4,000円以下で減免に該当しますというラインを引いているのですが、こういうふうに金額で設定してしまうと、国の基準が動くとそのそばから乖離してしまうということで、例えば、算式ですとか文言等で、国の変更に応じて自動で基準が連動するような書きぶりにはどうだろうかというご意見をいただいております。

その一方で、もし今決めた方針で不都合が生じたら、協議会は任期もございまして、その間、改めて諮問して、その時点の在り方を議論してもよいというご意見もいただいたところです。

そして、2点目の検討事項の標準世帯については、札幌市では一つの減免基準を設定しているのですが、様々な世帯構成があるのに一つに統一しなければならないのか、複数基準を設けている自治体はあるのかというご質問をいただいたところです。

また、今は単身世帯とか2人世帯に世帯構成が大分偏ってきているのですが、その一方で、今、札幌市が供給している市営住宅の住戸の割合は圧倒的に世帯向けが多いという現状に鑑みると、国の標準世帯を基軸にしたままでもよいのではないかというご意見もいただいているところです。

いずれにしても、他都市の状況がどうかということと、現在の入居者データで人数別の基準をシミュレーションして不利益や整合性の有無などを見てみたらどうでしょうかというご意見をいただいたところでもございました。今回、赤い字で記しましたが、ほかの都市の状況についてその結果をご報告するというのが一つです。また、今までの減免基準の換算の仕方があるのですが、それを1人世帯、2人世帯、3人世帯と、それぞれで平均の年齢を取ってみて換算するとどんな結果になるのかというシミュレーションと、その結果の説明をしていきたいと思っております。

まず最初に、他都市の減免制度の状況について照会した結果を4ページ以降でご説明したいと思います。

今回、日本全国で政令指定都市が20市ありますので、ここに対して照会したところです。一つ目は減免基準の設定の仕方をどうしているのかと聞いたところ、前回もお話しさせていただいたのですが、減免制度自体は自治体の裁量でできるとされているものですので、実施しているところと、少ないのですが、そもそも減免制度を設けていないところがございます。ですから、3市は減免制度がそもそもございません。

その一方で、古い話ですが、昭和30年代に出された旧建設省通知で、減免できる方は収入が著しく低額である方ということで、収入が著しく低額とはどういう状態なのかというところで、生活保護の基準額以下である場合というのが当時の通知で示されております。こうした影響を受けていることから、生活保護基準を何らかの形で参考にしながら

ら減免基準を決めているところが私たち札幌市も含めて14市ございまして、多数派になっているところですよ。

その一方で、全く独自の基準を設けているというところも3市ございました。

生活保護基準を参考にとにかくくりにすると14市なのですけども、その生活保護基準をどんなふうに参考しているのかという参考の仕方は、資料の右下に書いています。私たちのように国の標準世帯から換算しているというやり方をしているところもあれば、生活保護は住宅扶助とか教育扶助とか生活補助とかいろいろ種類があるうち、住宅扶助だけを参考にして減免基準を決めているところもあれば、人数や年齢に応じて生活保護の基準額が書かれているものがあるのですけれども、これにプラスして、生活保護の受給者は免除になる健康保険料は減免の基準の中に入れてあげていいのではないかということで、これを加算してから減免基準に換算するとか、いろいろな手法が採用されている状況が分かったところでございます。

続きまして、5ページです。

減免審査における世帯の月収の考え方というタイトルにさせていただきました。

札幌市では今、減免の基準は7万4,000円ということで設けているのですけれども、減免申請に来た方がこれに該当しているのかどうなのかというときに、皆さんに収入が分かるものをお持ちいただいています。そのときに通常の家賃計算のときは法や政令で決まっているのですけれども、減免申請があった際、収入に応じて家賃計算をするときの収入の計算は、年間の総収入から税法の考えに基づいた所得控除を行って、扶養控除もそこからさらに引いた上で12か月で割って、1か月当たりの所得を算出して、それが7万4,000円を下回っているのかどうかという審査をします。税法上の所得控除を行うところと、減免申請される方に収入が分かるものを全部持ってきてもらい、持ってきた書類等の金額を単純に積み上げて、1か月当たりの収入合計が例えば20万円とか25万円という金額と生活保護の最低負担額を積み上げて減免基準の金額と収入同士で比較する方法のところがあり、税法上の所得控除を行う、行わないというカテゴリーに分類したのが②ですけども、これがおおむね8対9ということで、ほぼ同数という状況でございました。

そことも若干関係があるのですけれども、さらに、基準が一つなのか、世帯別に設けているのかということで集計したのが③になります。

繰り返しになりますが、札幌市の場合は月額所得が7万4,000円ということで、ここが減免に該当するか非該当になるのかというラインですけども、該当した中で、7万4,000円以下の中でも、7万4,000円ぎりぎりなのか、限りなくゼロに近いのかで生活の困窮度に大分差がありますので、そこは所得の差に応じて4段階の減免区分を設けているところですが、まずは減免に該当するかしないかというラインは、世帯の人数によらず、一つ決めているところですよ。

同じように一つで決めているところが8市で、逆に、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯という感じで、収入が幾らから幾らまでの場合は半額とか、世帯人数と該当収入

と減免率を一覧表にしたような表をつくって適用させるという方法を取っているところが9市ということで、これも半々ぐらいということで、どちらかが圧倒的に多いとか、スタンダードがどちらなのか傾向がはっきり分かれていない状態であることが分かりました。

ちなみに、今回、資料には掲載していないのですけれども、前回、国の基準変更と減免の基準を自動で連動させたらどうかという意見がありまして、そういうところがあるのかどうか調べてみましたら、2市だけございました。

市役所の保護の担当セクションから入手した生活保護の基準表により減免基準を換算し、その年度はその基準で判断するというところが2市ございましたけれども、生活保護を参考にしているところが14市あるわけですから、残りの12市は、札幌市と同じように、国が基準を見直したときの時点の生活保護基準を参考にしていますので、前回の減免見直しが結構前なので、生活保護基準とだんだん離れてきているなど認識しているところです。課題であると思っていますというところもあれば、生活保護基準が引き下げられたといってもそんなに大幅ではないので、まだ減免基準としては許容範囲内なのかなという判断をしているというところと、これも分かれていました。

他都市の状況については以上です。

次に、減免基準のシミュレーションについてです。

減免基準について、札幌市は一つですけれども、世帯人数別に分けてみたらどうなるのか、今までと同じ換算の仕方でやってみたらどうなるのかというのを、これまで同様、3人の標準世帯で試算した場合と比較してみました。

試算の前に、計算が結構複雑なものですから、前回までのおさらいとして、換算の方法や考え方を改めて6ページに掲載しました。文字ばかりで分かりにくいのですけれども、改めて説明させていただきます。

まず、換算をどういう手順で行うのかですが、生活保護基準とは何かということですが、最低生活費のことです。最低生活費は何かというと、住民が健康で文化的な最低限の生活を行うに当たって必要な金額とされているものということで、内訳は、食費などの生活扶助ですとか、家賃など、住まいにかかる住宅扶助、それから、子どもの義務教育に係る教育扶助、医療扶助などという各種扶助がありまして、これを積み上げていって、月額が保護費が決まります。

例えば、標準とされています3人世帯の最低生活費を積み上げると、次の7ページをご覧いただきたいのですけれども、この表の一番左が現行基準です。3人世帯の場合、平成23年当時の最低生活費ですと、生活扶助は、夏でしたら15万2,970円、冬だと燃料費もかかりますので18万8,910円、このように月額が決まっていて、これに、年間1回支給される期末一時扶助とか、毎月支給される住宅扶助、これを合算して年間のトータルが決まってきます。

平成23年当時の基準ですと、年額の総計はおおよそ260万円になります。

前のページに戻るのですけれども、これは生活保護費ですが、この260万円をお給料

をもらっている方の年間総収入に見立てまして、これに税法上の所得計算を行っています。

これ自体は税法上計算式が決まっており、②の一旦端数があるのを4,000で割って小数点以下を切り捨てて4,000を掛けて出た金額に、0.7を掛け8万円を引く。

この所得控除はこの収入を得るための必要経費に相当するので、ここは控除して、残りに税率をかけますという計算式があります。

それ以外に、基礎控除とか扶養控除、扶養人数に応じて1人38万円を控除できますので、今回、モデルが3人世帯ですので、扶養人数が2人いることから、38万円掛ける2人で76万円を控除して、残った額を12か月で割ったら、今の基準は7万4,000円ですという計算をしております。

この計算方法で2種類の試算を行いました。

一つ目は、試算1としたもので、今年度の標準世帯の最低生活費です。今の減免基準は平成23年の頃の最低生活費を基にしていますので、今年度の最低生活費で算出するとどうなるのか。これは、平成23年から現在に至るまでに、前回、前々回でもお話したとおり、生活保護基準が2度引き下げられておりますから、必然的に減免の基準額も下がります。同じ計算をすると、減免基準額が7万4,000円だったところ7万円になりますと、減免の上限は7万円からスタートになりますというような計算結果になりまして、これ自体は前回の資料にも入れさせていただいたところでございます。

今回、新たに試算したのが、試算2として記載したところです。

繰り返しになりますけれども、これを世帯人数別に計算したらどうなるのかということ、前回の協議会でお示した、単身世帯の例を載せた資料ですが、これは札幌市のホームページに記載されている生活保護を受けるとした場合の保護費を試算する目安の年齢で、何かの平均から取ったものではありません。今回は、令和4年3月31日時点で市営住宅に住んでいる入居者の中で単身世帯が何世帯もいますので、その方の平均年齢を取って、その方が生活保護を受けたとしたら保護費は幾らになるのかを算出し、そこから減免基準を換算するというのをしたものです。

まず、単身世帯でいきますと、前回は若すぎるのではとのご意見がありましたけれども、予想どおり高齢で72歳が平均でございました。

この方が生活保護を受けるとしたらということで生活扶助の部分の金額で、夏でしたら7万1,690円、冬でしたら8万4,470円、住宅扶助も一般の世帯の方より狭いところでも大丈夫なのではないかという観点もあるものですから、家賃の上限も3万6,000円までとなっております。

それで、単身世帯で月々の支給額を年額の合計にすると、真ん中に書いてある139万5,260円ということで、標準3人世帯と比べると、単身の場合は、生活保護基準的には半額ぐらいの収入でも生活していけるのではないかという計算になります。

これに税の控除を行います。実は、税の所得控除の計算は、年収の多い方は必要経費もそれだけかかっているであろうという考え方です。

ですから、単身の方は、年収で139万円になりますと、控除の額もあまり多くなくて、単純に55万円と定額で決まっています。さらに、この方は単身なので扶養控除も一切ないので、あまり控除はつかないということになるのですけれども、もともとの総収入が大分低く設定されるので、これを割り返して、月額所得にして、単身用に別立てで計算すると、月額6万2,000円以下からが減免スタートという試算になります。

ですから、単身の方は、現行の標準3人世帯で計算する基準ですと7万4,000円以下の方は該当するということになります。単身の方で例えば、6万5,000円とか6万8,000円ぐらいになる方は、試算1の新しい標準世帯に当てはめてもぎりぎり減免に該当するのですけれども、試算2の人数別にしてしまうと減免基準に該当しないということになります。

同じような計算の仕方をして、2人世帯の平均、3人世帯の平均というのも出してみたところ、おおむね予想どおりではあるのですけれども、どの世帯構成も軒並み平均年齢が高いのです。

前回、30歳代で世帯で入居した方が30年、40年と暮らしているうちに、お子さんが成長して独立して夫婦2人になって、そのうちどちらかが亡くなって単身になったというパターンが増えているという話もしましたけれども、それを裏づける数字になっていると思います。

ですから、親子2人とかでも同じことが言えます。右から2番目の2人世帯（名義人＋子）というカテゴリーをあえて設けたのは、母子家庭や父子家庭の方はどんな状態なのかということで、あえて別立てで分けてみました。ところが30代、40代のお父さんお母さんと10歳前後の子どもという2人世帯は、あまりスタンダードではなくて、60代の親御さんと30代のお子さんの2人世帯というのが多いという結果でございました。

そして、一般的に、生活保護の最低生活費の考え方は、人数が多ければ生活費もより多く必要で、高齢になると生活費は抑え目でもやっていけるという考え方なので、表のとおり、単身世帯だと3人世帯の半分程度で生活可能とされているのですけれども、2人世帯は年間でいくと205万円ということで、単身の方よりは生活費が必要ですが、標準3人世帯と比べると50万円ぐらい少なく生活可能と、生活保護の考え方でいくとそんな数字になっています。

ところが、総収入でいくと、生活保護の人数に応じて少なくとも済むという考え方になるので、税法上の考え方の所得控除を行うと、先ほど申し上げたように、収入が多い人は経費もより多くかかるから所得控除が大きくなるとか、税負担の在り方という考えに基づいています。それは、生活の実態を測るといふのと考え方が若干違う面もあるせいか、経費の所得控除の数字とか、1人当たり38万円を控除していきますというものもあります。例えば、2人世帯ですと、扶養している人が1人しかいないので38万円、3人世帯になると、2人扶養しているのが倍になったりするので、控除の額に大分差が出てしまうものですから、控除の後で12か月で割り返したら、月額にするとねじれが生

じているというか、3人世帯と2人世帯で比べますと、年収ベースでいくと、収入が50万円少なくとも2人世帯の人は生活していけるという判断なのに、月額で割り返すと、3人世帯は月額7万円が最低限の生活を送るラインとしているのに、2人世帯は7万3,000円が必要になり、収入にすると少なくて済むはずなのにとるように、ねじれて説明のつきにくい現象が生じてしております。

続きまして、8ページ、9ページです。

これもまた複雑なのですけれども、今、減免の上限ラインの決め方を説明したのですけれども、さらにその中で減免区分を4段階に分けていますので、それをどのように算出しているのかを説明したのがこの資料です。大まかに言いますと、最低生活費を積み上げた上限額で、3人世帯では年間250万円必要というものから、これをどの程度下回っているかで減免の率を決めていくという考え方です。

令和4年の標準世帯でいきますと、生活保護の最低負担額では250万円前後ですけれども、これ以下の方は生活保護に該当する世帯だとされているのですが、その中でも、下回れば下回るほど困窮度が増すということで、9掛けした数字、8掛けした数字、7掛けした数字がもともとの負担額よりもどんどん下回っているだろうということで、4区分に分けるときの目安にしています。

そこで、9掛け、8掛け、7掛けの考え方ですが、10年前の住まいの協議会において整理したもので、当時、減免は6区分に分かれていたのですが、それを4区分に再編するときに、月当たりの総収入に対して家賃を幾ら負担しているのかという割合を計算して、それぞれの区分で負担率があまり極端に変わらないように、その均衡を考えながら9掛け、8掛けを設定したほか、6区分を4区分に再編するので、その結果、家賃が2倍以上に上がるのは激変し過ぎですから、その辺も考慮しながら乗率を検討し、設定したものです。

それぞれ、もともとの最低生活費から9掛けしたもので先ほどの所得計算をしていきますと月当たり5万5,000円になり、20%減額、40%減額、60%減額ということで減額区分を設けていきます。

次の9ページは、先ほどの世帯ごとに基準を設けた場合はどうなるのかを計算してみたものがこちらです。

こちらも、先ほど申し上げたとおり、所得の控除やその考え方にねじれが生じているので、途中の減免区分でもおかしい動きをしているようで、それをグラフにしたのが次の10ページです。

一番左のグラフが今の分布です。7万4,000円が減免のスタートで、5万8,000円のところが10%減額なのですけれども、試算1の新しい標準世帯の金額でいきますと7万4,000円の上限が7万円に下がるので、まず、この斜線部分の人たちは減免非該当になってしまいます。

そこと連動して、全て区分が少しずつ下がっていきますので、赤で囲んだところの方が新しい減免制度になったとしたら負担が大きくなってしまうということになるのです。

標準3人世帯同士で計算をすると、上限が変わっているだけですが、これを単身、2人世帯、3人世帯と分けると、単身世帯は、上限が大きく下がってしまう影響もあって非該当になる範囲が結構大きく、3人世帯も、標準3人世帯よりも平均年齢が大分高齢なので、最低生活費が少なくてもいいのではないかという計算になってしまうものですから、上限額が6万4,000円ということで6,000円ぐらい下がってしまうので、それと連動して減免基準に非該当となる方は増えてきます。

その一方で2人世帯ですけれども、この世帯は、収入の割には控除があまりされなくて済む世帯であることから、負担が増えるというより、今まで40%減額だった世帯の一部が60%減額となるなど単身と、3人世帯はほぼ負担増になる中、青い枠で示したとおり2人世帯のみ減額の額が広がる状況ですから、このままの方法で複数基準化するの検討が必要であると考えられるところです。

これで、私からのご報告を終えさせていただきます。

○梶副会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの内容でご質問やご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○宮入委員 丁寧なご説明をありがとうございました。

最初のところで、前回の意見に出た連動させて金額を決めないでやるところは2市だけということでしたが、これは、独自の基準の川崎市、名古屋市のほうに入っているのですか。

○事務局（尾崎管理係長） 生活保護を参考にしている14市の中の二つです。千葉市と広島市だったと思います。

○宮入委員 その運用状況はどんな感じなのでしょうか。

○事務局（尾崎管理係長） 詳しくは確認できていないのですが、札幌市より減免の総数がそもそも大分少ないところもあるようです。札幌市の場合は、もし大幅に基準を変えたとしたら、住宅管理のシステムがありまして、そこで減免計算するために結構大幅なプログラム改修も必要になってくるのですが、全体の総数があまり多くないので、保護課から基準をもらってきたら、それで一覧表をつくり直して、それでも対応可能だということです。

○梶副会長 ほかにご質問やご意見はございますでしょうか。

私から、細かいことなのですが、スライド7の表で、生活扶助の赤字で5～9月と10～4月と書いてありますね。これは逆で、夏季が7か月で冬季が5か月ですね。6ページの計算式では夏季が7か月になって冬季が5か月になっているのですが、こちらの表だと夏季が5か月で冬季が7か月になっています。

○事務局（尾崎管理係長） 説明が足りなかったのですが、実は、今は夏季が5か月、冬季が7か月で、赤字の区分が変わっております。平成23年度の頃は、逆に夏季が7か月、冬季は5か月となっております。しかし、北海道で考えた場合に、暖房を使う期間がありますので、冬季は10月～4月の7か月となります。

○梶副会長 今、民間でも、冬季の寒冷地手当、灯油代、暖房費は、5か月しか出ませんし、出ないところだってありますよね。今、すごくびっくりして、手当が良すぎるのではないかと思ってしまいました。

そうすると、計算が違ってきますよね。現行基準のところは、夏季が7か月、冬季が5か月で計算されていて、試算は、逆に夏季が5か月、冬季が7か月で計算されているのですか。

○事務局（尾崎管理係長） そのとおりです。そこは説明が不足していました。冬が長くなったことで、冬のほうが扶助費が高くなっているのが上がりそうですが、もともとの扶助費が下がっているため、年間にすると下がっているという状況です。

○梶副会長 なるほど、分かりました。ありがとうございました。

○宮入委員 聞き漏らしたかもしれないのですけれども、独自の基準とはどんな基準なのでしたか。前回聞いたら、やはり生活保護基準と連動させるのもすごく大事かと思ったのです。

減免審査における所得控除では、名古屋市と岡山市は北海道と同じなのだけでも、そもそも独自の基準というのは、どういうところに置きながら、私たちが前回ご説明を受けたように、基準にしなくてもいいと思っているのか、どんな感じなのか、もう少しお伺いできればなと思いました。

○事務局（尾崎管理係長） 独自基準となっているものは、生活保護の基準ではないようで、市民税、住民税が非課税の方とか、所得の低い方は均等割というか、所得割はゼロですけれども、最低限1世帯当たりこれだけはくださいという均等割もあると思うのですが、均等割だけの人は少し減額とか、税と連動させた考え方をしているところもあれば、もともとの家賃も収入に基づいて決めていきますので、その一番安い収入区分のところは月額にすると大体十二万何千円ぐらいになるのですけれども、単純にこの半分以下であれば減額の対象にするとか、その根拠に生活保護は特に設けていないということで、もともとが収入に応じた家賃なので、さらにその下に階段を設けましたという考え方なのだと思います。

○梶副会長 ほかにございませんか。

私からもう1点ですが、5ページの他の政令都市のアンケートの照会結果で、②と③は、所得控除を行う市は世帯人数別の減免基準がなく、所得控除を行っていないところは世帯人数別の減免基準を設けている、そんな理解をしていいということですか。

これは全く同じなので、そういうことですね。

○事務局（尾崎管理係長） おおむね世帯人数ごとに減免基準を設けているところは、収入同士での比較ということですか。

○梶副会長 分かりました。

川崎市だけは違っていますね。

○事務局（尾崎管理係長） 川崎市は独自基準です。

○梶副会長 私の見間違いでした。失礼しました。

ほかになれば、ここで10分ほど休憩をして、後半の本題に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶副会長 今、13時50分なので、14時から再開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[休 憩]

○事務局（藍原住宅担当部長） 第1回目の協議会の中で公営住宅とはそもそもどういうものなのだというところに触れたのですけれども、改めてその振り返りをさせていただいた上で、次のご説明と協議に入らせていただきたいと思います。

資料を準備していますので、お待ちいただければと思います。

○杉岡会長 それでは、資料をご用意いただいたので、再開したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局（尾崎管理係長） それでは、今回の資料の続きの説明に入る前に、第1回協議会のときに説明させていただきました、市営住宅とは、そもそも何のためにあって、何の法令に基づいて供給、管理されているかという目的や根拠について改めて説明させていただきます。

今回お配りした資料は、1回目の資料の1ページ目と2ページ目だけを抜粋しております。

まず、公営住宅法ですが、今、2万7,000戸ほどある市営住宅の大半は公営住宅法に基づいて建設、管理されております。

この公営住宅法は、昭和26年という戦争が終わってまだ5年か6年しかたっていないときに制定されたものです。当時は、戦後で引き揚げてきた方などもいらっしやって、極めて深刻な住宅難だったということが背景にございまして、この法律は議員立法でできたと聞いております。

目的として、第1条がございまして、これはそのまま転記しています。

読ませていただきますと、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、」とあり、ここからが大事なのですけれども、「これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定められております。

ですので、住宅に困窮している所得の低い方に、民間の相場よりも安いお家賃で住んでいただくことで、住宅に困窮している方たちの生活の安定を図るのだということで生まれたものでございます。

最初は、とにかく住宅難を解消するためにいっぱい供給するというので、札幌市もペ

ースを上げて建設してきましたけれども、その後、時代とともに、この間に経済成長もございまして、状況がいろいろ変わってきます。昭和34年は、収入超過者制度の導入と裏面に書いていますけれども、もともと収入の低い方を対象にして貸したのですが、経済発展によって収入が高い方がどんどん増えてきました。

当時の家賃制度という、今は収入に応じて6段階に上がったたり下がったりという制度に変わりましたが、元は、固定家賃というか、部屋ごとに決まっていた。例えば、民間の住宅だったとしたら7万円、8万円ぐらいするような住宅ですけれども、そこに国の補助金が入ったりしているので、そこにかかる分は控除した残りを払ってくださいと、それが安くなるからくりだという家賃体系で、それで3万円というような固定額になっていたということです。その間に、入るときは所得が低いので申込みができて入ったけれども、その後、収入が上がっても、例えば家賃3万円のままで民間の住宅より低いので、ずっとそこに住むと。

一方で、所得の低い方で、公営住宅に入りたいけれども、入れないでいる方が続々と出てきている状況に鑑みると、所得が上がった方には次の方のために空けていただけたらという必要性が生じたための法改正です。

収入超過者制度を導入して、固定家賃ではなくて、収入がオーバーしたら割増しでいただきますということです。あとは、明渡し努力義務ということで、本当に困っている人のために明け渡し努力、準備を始めてくださいというものを規定しています。

その一方で、決まっている安い家賃とされているものも払うのが厳しいという階層の方がいらっしゃるのも現実としてあることを踏まえて、ここで家賃減免できますということが昭和34年に例示されています。

先ほどご説明した著しく収入の低い人には減免することができます、収入の低い人は生活保護の基準に準じて規定して考えてくださいという建設省の通知が出されたのもここです。

昭和44年になりますと、高額所得者制度ということで、収入超過者よりさらに高い人ですが、この方は、明渡し努力というやわらかい義務ではなく、出て行ってくださいという明渡し請求というのが、このときに制度としてできています。

これは今もございまして、やはり収入がすごく高い方がいたりしますので、その方には、近傍同種の家賃ということで、普通の通常の家賃計算とは別立てで、近隣の民間の住宅だったら幾らするかという計算を別途しておりまして、高額所得者とか収入が著しく超過した人については、通常の計算ではない、近傍同種の民間並みの家賃を払ってくださいという制度になっています。

そうした諸々の改正を踏まえまして、昭和26年に法律ができて、平成8年で45年ぐらいたったわけですけれども、このときに半世紀近くたって制度的な疲労を大分起こしているということもあり、家賃制度を抜本的に改正するということが全面改正されました。そのときに、前までは部屋が決まって家賃を決めたら固定だったのですが、同じ部

屋でも入る人の収入によって家賃が変わるとか、同じ人が住んでいても、そこがだんだん古くなっていったら家賃が変わるとか、私たちは応能応益制度と呼んでいますけれども、家賃の計算の仕方が抜本的に変わったのが平成8年になります。

以前の制度は、部屋に対して家賃が固定額でしたので、入居者が基準内の収入であれば多少の収入変動では家賃の額は変わらず、大幅に収入が低下して家賃納付が困難となった場合に減免申請するという流れでした。

平成8年の法改正で、入居者の収入や住宅から受ける便益に応じて家賃が決定する「応能応益家賃」制度に変わったので、その制度と整合性が取れるよう札幌市でも家賃の減免制度の見直しを検討し、平成14年度に抜本的に改正したところでございます。

雑駁ですけれども、これまでに市営住宅はそんな格好で推移してきており、その中で今設定している減免制度についても、前回の見直しから9年たちまして、いろいろ課題があるので、今回の協議会で皆さんにご意見を伺っているということです。

○杉岡会長 それでは、引き続きご説明いただきまして、今のご説明に関連する質問もその後一括でお受けしたいと思います。

続けて説明をお願いします。

○事務局（尾崎管理係長） そうしましたら、今日の二つ目のテーマの最低負担額・全額免除のあり方について、現状と課題を説明させていただきたいと思います。

資料は、こちらの11ページからになります。

まず、最低負担額の導入の経緯です。

いつ導入されたのかということでございますが、資料に記載しましたように、平成17年から設定させていただいております。

導入の背景として挙げられているのは、ここに書いていますように、市営住宅の維持管理に最低限必要な財源の確保の観点からということでございます。公営住宅のそもそもの目的は、低額な所得者のために低廉な家賃で貸すということが一番の目的ではあるのですが、その一方で市営住宅も年々老朽化が進んできておりまして、ある程度快適に住んでいただくためには必要なメンテナンスがどうしても出てくるということで、減免対象の方にも最低限の負担はお願いできないかという考えの中で設定しております。

最低負担額の設定の根拠、考え方は、先ほども申し上げたのですけれども、通常の家賃計算とは別立てで計算されている近傍同種家賃というものがございます。その構成としては、償却額とか修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ・空き家損失補てん等引当金といったものを全部足しまして近傍同種家賃というのを算出するわけですけれども、普通の民間の賃貸住宅の家賃を設定するときに、建てるのにかかった分、もしくは耐用年数の間に必要な維持、修繕にかかる費用を家賃としていただくとしたら幾ら必要なのかという大まかな観点の中で計算しております。

一方、入居者の方に普段払っていただく家賃としては、まず、収入に応じた基礎額というものがあって、それに対して、住宅が広いのか狭いのか、新しいのか古いのか、便利な

ところなのかそうではないのかといった係数を掛け合わせて算出する式になっていますので、建てるのにかかった費用といいますか、工事費とは関係のない算式になっているため、低く抑えられております。

一方、本当はこの住宅を建てるのに必要な分を回収するとしたら、例えば、新しい新さっぽろ団地は、入ってる人はみんな3万円ぐらいの家賃なのですけれども、本当は近傍同種家賃で言うと10万円とか11万円はしています。その差額は国費とか地方交付税の交付金などもあてがわれた中で低額な家賃を維持するという事になっているのですけれども、近傍同種家賃の中で修繕費は位置づけされていますので、その最低負担額を決めるときの根拠として、最低限は負担してくださいという考えだったものですから、平成17年当時の近傍同種家賃は市営住宅全戸に対して計算して出していますので、その中で修繕費の割合が最も低いとされている団地が当時は15.91%だったのですが、これに当時の一番安い区分の平均家賃を掛け算したところ、3,519円という数字になりましたので、3,500円はご負担をお願いしますと設定したのが最初の経緯です。

平成17年から8年間、この最低負担額を適用してきたのですけれども、ちょうど10年前の住まいの協議会で、減免の見直しということで制度の在り方をいろいろと議論していく中で、最低負担額の団地を採用しているという根拠が薄いのではないかとか、市内の平均の修繕費割合でいただいてもいいのではないかとといった意見もございましたので、平成25年度の見直しの際には、右上に書きましたが、当時の全団地の修繕費の平均割合に平均家賃を掛けたところ、4,179円という数字になったため、平成25年からは4,200円を最低負担額としていただいています。先ほども申し上げましたが、もともとの家賃に10%減額、20%減額、60%減額という掛け算をまずするのですけれども、その60%減額を掛けた結果が例えば3,000円という数字になったとしたら、最低負担額の4,200円を下さいという仕組みになっております。

ところが、近傍同種家賃における修繕費というのは、工事費に対して0.012を掛け、算出したものということで、ここはもう決まっているのですけれども、平均というか、修繕費の割合も年々変わっていきまして、建築当時に工事費や土地代が安かった頃の古い団地は建て替え事業に伴ってどんどん除却されて減って行って、そこに工事費が結構高い最近の団地が置き換わっていきますので、平均というふうに取りますと、修繕費の割合は少し上がってくるような状況になりまして、これを令和3年度末の3月31日時点である現在の住宅の近傍同種家賃とその中の修繕費の割合でいきますと、右下の全市平均だと21.93%が修繕費にあてがわれる構成になっています。これに家賃の平均を掛けると、おおむね5,000円ということで、これまでの考え方と全く同じように計算すると5,000円になるという状況になっています。

次の12ページに行きまして、最低負担額の現状ということで書かせていただきました。

左側の表は、先ほどの最低負担額を3,500円としていたときに、減免に該当した人が幾らの家賃を払っているのかという分布だったのですけれども、色のつけたところ3,

500円が1,560世帯、これは恐らく減免率を掛けると3,500円を下回るので、3,500円は下さいということで決定された方です。そうすると、減免に該当した世帯7,840世帯のうち1,560世帯ですから、おおよそ2割の方が最低負担額が適用になっているということで、それが平成23年の頃の数字でした。

ただ、かかる修繕費や維持管理費の増大に伴って、もうちょっといただけないですかということで、もうちょっと上の4,200円に引き直したのが平成25年です。ですから、この当時の割合でいくと、4,200円にしたことによって、それ相応に該当する方が、当時、データはないのですが、適用例もあったと思うのですけれども、先ほども少しお話ししたとおり、古くて安い家賃のところが減って行って、新しい高いところに置き換わっていくということが繰り返されているうちに、現在の状況になったのです。

今、4,200円と設定している最低負担額が適用になっているところがどのくらいあるのかですが、実は34世帯なのです。減免に該当しているのが8,792世帯ですから、割合にすると0.4%です。

4,200円が家賃になるということは、もともとの家賃が1万500円の方が60%減額だったとすると4,200円です。ですから、もともとの家賃が1万500円より安い方が申請して60%減免になると4,200円を下回るので、4,200円を下さいとなるのですけれども、1万500円という相当安い家賃になっていて、市営住宅は低廉な家賃と申しましても、さすがに1万500円を下回っているところはもうあまりなくて、3月末の数字では全部で100戸なのです。ですから、適用例が大分少なくなってきているというのが現状でございます。

最低負担額についての現状と経緯については以上ですけれども、続きまして、全額免除の考え方についてです。

13ページに記載したものは、前回までの資料の再掲載です。全額免除の基準をまず上に3点書いておきまして、代表的なものは①の収入が全くない方です。所得がゼロなのではなくて、収入がそもそもない方です。

②については、病気、災害等で支出した費用が収入よりも上回っているということです。病気というのは、普通の医療費とか通院したものは見ていないのですけれども、大きな病気をしてある程度入院したら大きなお金がかかった等です。年金もそんなに潤沢に出ていないが、ちょっとは出ているという方は無収入ではないので、一旦は全額免除の対象にはならないのですが、入院費が出ていた年金よりも大幅な出費になってしまったという場合は免除もあり得るという規定です。

③は、分かりにくいのですけれども、生活保護世帯です。生活保護の方は、市営住宅に住んでいる方は、家賃は保護費から出るのです。ですから、減免の対象にはならないのですけれども、生活保護の方で、長期入院とか長期で施設に入ることになった場合に、入院にかかる費用は保護費から出るのですが、住宅に住んではいないものですから、住宅扶助の対象外になってしまうのです。ただ、支払い能力がほとんどない状況は変わっていない

ため、このままにしてしまうと単純に市営住宅の家賃が滞納になってしまうだけですから、そこは免除しますという制度です。

今はこの3点を全額免除の基準としているのですけれども、これがいつからなっているかという、平成14年からなのです。

この減免の改正の経緯ですけれども、これは、全額免除だけではなくて、減免制度そのものの見直しの経緯を図にしたものです。全額免除に特化すると、赤い色のところだけが該当で、平成13年度以前でいきますと、これが今と考え方が大きく違いまして、無収入ではなくて所得が2万5,000円以下の方は全額免除ということです。例えば、年金が100万円出ていた方でも、老年者控除とか扶養控除とか障害者控除などにより所得がゼロ円になり多くの方が全額免除になるというのが昔の制度でした。

ですから、当時は、①にもあるように、月収の計算方法も、年金は年金で税の考え方の計算をしますし、給与は給与で計算しますとなっていました。もともと税の考え方は、年金の方は現役世代ではないので税負担を少し軽くしましょうということで、控除の額がすごく大きいのです。しかも、平成25年に廃止しましたけれども、老年者控除というものも当時のございまして、65歳になったら無条件で50万円を収入から控除しますという税の計算もありました。年金で所得計算したらもともと控除額が大きくて、さらに老年者控除もあるということですので、65歳を超えると軒並み所得がゼロになってしまっただけで免除になるということで、当時、減免の総申請件数の9割方が免除になるという状況であったものですから、受益者負担という観点から見直しを行ったところなのです。

見直しの結果、所得計算を行わなくて、純粹に収入があるのかないのかという考え方でやっているのが今の考え方です。

その結果、次の14ページですけれども、今の制度になってから減免の申請件数がどうなっているのかということです。

減免の申請件数は上で、平成24年度がピークで、そこから平成25年に見直しを行い、最近では1万2,000件前後で推移しており、そんなに大幅に増えたり減ったりはしていません。また、免除件数についても平成13年以前は9割方が免除であったことと比べますとその割合は大幅に下がっているのです。大幅に下がって10%を切っていて、減免対象者の中の免除の方の割合はずっと1桁で推移していて、一度、平成20年頃に9.8%ということで限りなく1割に近づいた時期もあったのですけれども、この当時は、リーマンショックとか世の中の不況などにより急な失職をした方もいらしたことも原因なのか、ここが増えております。

ただ、その後、徐々に減少していきまして、令和2年度は件数にすると670件で、減免の割合も6%を切るぐらいで推移してきているのが最近の状況です。

続きまして、次の15ページですけれども、冒頭でご説明しましたように、全額免除について、ほかの都市の状況を調査しております。

その結果、全額免除自体を設けていないところもありまして、7市です。そのうちもと

もと減免制度そのものがないところが2市ありますので、それ以外に5市、減免はあるけれども、全額免除まではしていませんというところがあります。その一方で、何らかの形で全額免除を残しているところは13都市あります。そういう意味では、残しているところのほうが多いといえは多いのですけれども、限定的な事由があった場合のみ該当させていて、先ほどの生活保護で住宅扶助の支給を停止された人ですとか、大規模な災害に遭って被災した場合ですとか、そういった形で残しているところが8市あって、昔から比べると、免除の数は大幅に下がっているのですけれども、低所得者を対象とした免除制度を残しているという意味では、札幌市を入れて5市という状況になっています。

資料の説明については、これで終わらせていただきたいと思います。

○杉岡会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの全額免除の考え方、見直し経緯、また最低負担額についても整理をしていただきましたけれども、これらについて、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○田作委員 分かりやすかったです。ありがとうございます。

11ページの修繕費の割合のことで、聞き逃してしまったと思うのですけれども、全市平均の18.98%とか、平均というお話だったのですが、これは、市営住宅の平均なのか、民間の住宅も含めての平均なのか、分らなかったの、教えていただけますでしょうか。

○事務局（尾崎管理係長） これは、市営住宅になります。市営住宅全戸について、これが民間並みだったら幾らなのかという別計算をすることを近傍同種家賃と呼んでいますので、あくまでも市営住宅の中で、これを建てるのに必要な費用として、家賃を幾らいただく必要があるのかの計算をしたというものですので、民間の住宅は入っておりません。

○田作委員 ありがとうございます。

引き続きお伺いしたいのは、赤字で修繕費と書いてあるところがあります。古い市営住宅ですと、風呂釜等は個人に貸付けもしくは貸与という形だったと記憶しておるのですけれども、その部分は含まれているのか、含まれていないのかを教えてくださいましたか。

○事務局（尾崎管理係長） 風呂釜はあくまでリースになりますので、この中には含まれていないです。

○田作委員 分かりました。

そうすると、例えば、リースになっているものが壊れた場合の修繕というのは、借りている人が実費で出すのか、もしくは、リース会社と交渉してやるのか、どういう制度なのか分からなかったの、それを知りたかったのです。

○事務局（尾崎管理係長） リースの風呂釜、浴槽が壊れたときにどちらの負担になるのかというのは、決めがあるはずなのですけれども、今、資料を持ち合わせていないので、後ほど調べて回答させていただきたいと思います。

○田作委員 実は、私も賃貸に住んでいまして、よく壊れるのがガスなのですが、この間は洗面台が壊れました。洗面台は大家さんに言えば修繕してくれるのですけれども、リースだったら、市役所の場合はどうだったのかなと思っていました。次回で構わないので、教えてください。

○事務局（尾崎管理係長） 分かりました。

○杉岡会長 一般的に修繕はリース契約の中に含まれていますので、カバーされることになると思います。

○田作委員 そうなのです。ですから、目に見えない、要はこの数字に表れていないようなものですね。例えばボイラーが壊れてしまったら持ち出しをしなければいけなくなってしまうのかというのが疑問だったので、お伺いをした次第です。

○杉岡会長 ほかにいかがでしょうか。

私から質問させていただきたいのですけれども、全額免除の分類の中で、世帯が無収入になるというのは、普通、そうなれば生活保護の申請をすることが想定されてきますね。そうすると、生活保護費で支払うことになるので、全額免除ということではないのではないかと思いますのですけれども、どういう整理になるのですか。

○事務局（尾崎管理係長） 無収入で蓄えもなければ家賃ぐらいが免除になったところで生活できないので、そういう意味では生活保護を申請される方が出てくると思うのですけれども、もしその方が生活保護を受けると決断して、生活保護を受けたとしたら保護費から家賃が出るので、家賃というのは私たちの減額免除の制度からは外れる格好になります。もともと決まった家賃を保護費から払っていただくというふうになるのですけれども、無収入の方が生活保護を申請しないでどうやって生活できているのかというのは、その方の生活の細部まで厳しく審査することも限界がございまして、ひょっとしたら蓄えはあるけれども、今入ってきている分はもうないとか、そういったパターンも考えられると思います。そして、その蓄えもなくなったら、いよいよ生活保護というふうになってくると思いますけれども、貯金の額というのは調べるすべがございません。

○杉岡会長 そういう意味では、無収入というのも、ある種、申告されたものによって判断するということになるのですか。

○事務局（尾崎管理係長） そうです。

その代わりというわけではないのですけれども、例えば、全額免除が適用になる方は状況が変わる可能性がありますので、申請してただちに最長の1年間適用しますという許可期間にはせずに、最大でも3か月様子を見ますから、状況の変化がないかどうか、3か月後にまた来てくださいというように、少し期間を短く切るような格好で運用させていただいているところです。

○杉岡会長 ほかにいかがでしょうか。

○梶副会長 最低負担額に関してですけれども、現行が4,200円で、その適用の世帯数が34世帯しかなくて、非常に少ないということですね。

これは、札幌市としては、5,000円にしたいということなのか、最低負担額という制度そのものが要らないのではないかということなのか、私は理解できなかったので、そこら辺を教えてくださいませんか。

○事務局（尾崎管理係長） 事務局として、どちらにしたいというはっきりとしたものはないのですけれども、選択肢として考えられるのは、ほとんど適用にならないのであれば廃止してしまったらいいのではないのかということが一つあるでしょうし、今と同じ考え方で算出しますと5,000円となりますので、5,000円という考え方もあるのではないかと思います。

また、修繕費、維持管理にかかる費用が増加している状況でありますので、もっと負担いただくといった、大まかに言うとその3択なのかと思います。

○浅松委員 先ほどから本当に難しいと思っていたのは、これは単なる住宅の問題ではなくて、社会保障の問題なので、それこそ家賃だけがなくなっても、それでどうなるものではないというお話が先ほどありましたけれども、結局、社会保障の政策の中の一つとして住宅というものがあって、それをどう位置づけるのか、どう見るかであって、全く逆の方向のやり方があり得ると思うのです。どちらが正しいというものではなく、正解がない感じなのですが、仮にそうだとすると、そもそも論のところの制度趣旨というのが、困窮する低額所得者に対して、言ってみれば、生活保護はお金ですけれども、住宅というある意味現物支給みたいな形で最低限の健康で文化的な生活を支えるという制度なのであれば、例えば修繕費だけでも回収するとかということもあるのですけれども、入居者から何かお金を集めるということを考えてしまうと、それにかかるコストというか労力もかなりのものだと思うので、言ってみれば、住宅に特化した生活保護版みたいな形で割り切ってしまうという考え方もあると思うのです。

そうだとすると、現状の問題というのは、金額がどうなのかということもあるのでしょうかけれども、市営住宅を維持する、あるいは修繕費もあるのでしょうけれども、コストを一番安くすると言ったら変ですが、先ほど、計算の仕方を変えると、そもそも全部のやり方を変えなければいけないというようなお話もありましたね。そこにかかる人的な労力も大変だと思うので、そこを考えて、費用と労力が一番少なくて済む方向での改正というか変更という視点でやっていくのは、正解がないのであれば、言ってみれば、一番楽な形に持っていくと言ったらいいでしょうか、そういうのも一つの在り方なのかと思います。

ただ、どれが一番効率的なやり方なのか、あまり大幅にお金をかけずに今の状況に合わせていくのはどの方法なのかというのは、我々では分かりづらいところもあるので、それも選択肢の一つとして示していただくほうがいいと思いました。

入居者の階層を見ていると、やっぱり二極化している感じがあります。ある程度の収入があるという方と、本当に困窮している方がいて、真ん中があまりいない感じに見えます。生活保護の場合は、受給してしまえば、別に市営住宅でなくてほかの民間住宅でも住宅扶助が出る形で住める場所がありますけれども、生活保護を受給していなくて困窮してい

る方が、住むところがなくてということがあって、そういう方々のために市営住宅があるのだと思います。お金のところだけを見ると、もうちょっと上げてもとというふうを感じることもあると思うのですけれども、制度全体から考えたときに、ここから廃止するということはあまり深く考えないというふうに割り切ってしまうと、コストの部分が一番安くて済むのはどこなのかということもありなのかと思いました。

中途半端な意見ですけれども、以上です。

○杉岡会長 今のご指摘について、どうですか。

○事務局（藍原住宅担当部長） おっしゃるとおり、いろいろ難しい部分があるかと思っています。今後、制度を改善していくに当たって、運用していくに当たって、どれだけ労力がかかるのかということは、実際問題としてあるかと思っています。ただ、その労力だけを考えて制度を考えていくというふうにはならないと思いますので、そういったことも含めながら、今後、新たな基準を設けていく際に検討しながら、この協議会の中でもお示しをしていきたいと思っています。

○杉岡会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○宮達委員 今日、協議したいテーマに入りたいのですけれども、まず、減免基準の在り方のお話のご説明を受けた中で感じたのは、今、お話が出ましたが、変えることによってどのぐらいコストがかかるのかなと、私もこれを見ながら感じました。

実際のところ、ほかの市町村のアンケートから、多少違うところもあるのでしょうけれども、何となく読み取れたのは、所得控除を行わないのであれば世帯による考慮を行って、所得控除を行うのだったら世帯による考慮を行わないというのが普通のように見えるのですね。

7ページのシミュレーションの結果を見ても、所得控除を行った場合には、金額的にはほぼ均一に出ていますね。もし所得控除を行わないで計算すると、かなりばらばらなのです。特に単身世帯は低くなるし、2人になると上がるので、そうなると、あまり差が出ないような考慮を世帯によって行うという作業が必要となってきますが、そこまでやって変える必要もないかなという気がするのです。先ほどのコストの話と同じです。

そうやって見ると、世帯を分けてシミュレーションしてはどうかというのが前回の宿題だったようですけれども、分けて見てもいろいろな問題があるし、現行基準で標準世帯はこのままでもいいのではないのかなというのが、1番目のテーマの私の感想です。

また、最低負担額については、前回、10年前も私は委員でありましたが、そのときの専らの話題は、資産やお金があるのに月の所得がないからといって払わない人がいるというのが不公平ではないかということでした。でも、現実には、本当にお金がなくて払えない人もいるのだけれども、話の主眼は、どちらかというところ、ゼロだと言いながらどうやって暮らしているのかという人が結構いて、その人たちが3,500円で済んでいるというのはどうなのかということに皆さんの視点が行ったように記憶しています。

そのときに私が感じたのは、3,500円という金額です。そもそも15.91%とい

う修繕費の率も、18.98%という率も、私の感覚からいくと非常に高いです。通常は5%ぐらいなのです。なぜ高いかという、近傍同種の家賃と言いながら、ちゃんと測られていなくて、近傍同種の家賃も低いのです。ですから、この率が高くなるのです。

でも、結果として出てくる4,000円とか5,000円というのは、5%で言えば10万円という家賃なので、一般的に修繕費の割合と考えたら絶対額はそんなに間違っていないから、3,500円と5,000円の差がどうなのかというところだけの議論で、どちらかという、1,500円ぐらいだったら上げられるのではないかという結論だったような気がするのです。今回、それを1,000円上げるということですから、1,000円上げるのがどうなのかというところは、全体のムードと言ったらおかしいのですけれども、果たして4,000円で住んでいる人がどれだけいるかというところなのだと思うのですけれども、何となく全体の数値を見ると、以前よりは少ないのではないかという気がします。

ですから、ここをオートマチックに上げるのかどうかというところを言うと、4,000円を取ってそのままでもいいような気がするし、5,000円に上げたからといってべらぼうだという金額でもないという感想です。ただ、上げる必要性はそれほど見いだせないというのが感想です。もう一つ、最後の全額免除については、一応、こういう決まりがあって期間を決めていらっしゃるというお話ですし、全額免除をいままさなくすかというのは、積極的理由があまり見当たらないのではないかという感想を持っています。

以上です。

○杉岡会長 ありがとうございます。

かなり本質的な議論でもありますので、この辺をめぐって、逐次、資料を確認した上で判断していくということにはなるかと思えます。

宮入委員、どうですか。

○宮入委員 今、いろいろ伺っていて、まず、皆さんがじっくり時間をかけて議論しているというのは、浅松委員からもありましたけれども、社会保障の制度として大事なところがあるからということで、最初の生活保護費との関連性で言っても、しっかりとした説明責任も必要ですし、しかも、しっかり連動させていくべきだという考え方は非常に重要だと私は思っています。

中には、貯金を持っていてとか、いろいろあると思うのですけれども、そこを見るより、本当に困窮している人もいるし、これだけいろいろなハードルがありつつも、全額免除の人も少ないとはいえ、全体の件数に対する免除の割合はかなり低くなってきていますけれども、それでも数百件あると考えると、こういうものをすぐに廃止するというにはまずならないと私は思っております。

いずれにせよ、基準変更による影響を考えても、どちらにしる負担増になる人が少なからず出てきたときに、委員の一人として加わったからには、ちゃんと説明できるようなところに置きたいですし、これから令和5年で見直しなどいろいろあるということも考える

と、その都度、基準が変わるよりは連動させる何らかの率計算がいいのかなという気はして、もう既に2市あるということですね。

そこら辺の具体的な状況も含めて、確かにやってみたらコストがかかるということもあるのかもしれませんが、その考え方は非常に重要ななと思いました。

○杉岡会長 松前委員、いかがですか。

○松前委員 私たちのところにいらっしゃる方に、生活保護を受けていなくて生活が困窮している方がおります。そして、資料で市営住宅に入って減免を受けられる人というのを見ると、私たちのところに来られる生活困窮者の方は、減免を受けられるなという方がほとんどなのです。それで、市営住宅に入れないのです。それを考えると、どうなのかなと思っていました。

私は、前回も生活保護基準を参考とした減免基準というのがいいと思ったのですが、20都市を見てみますと、本当に困っている方とか、今回のコロナによって職がなくなって収入がなくなってという方に対しての減免とか、そういう独自の基準を設けてもいいのかなと感じました。実際に預貯金がたくさんあって、年金が非常に少なくてという方もいらっしゃって、そういう方で市営住宅に入っていたり、または生活保護を受けている方も実際にいるのですが、そこまで全部を見るのはなかなか難しいのですけれども、そういうことにも配慮しながら考えたほうがいいのかなと感じました。

○杉岡会長 田作委員、何か補足はありますか。

○田作委員 皆さんの意見とか私の意見を考えたときに、お金がなくてつらい人の負担がより一層増えるというのはやっぱり避けなければならないというのが私の思想にあるのですけれども、そうならないような仕組みをちゃんと整えてあげるようにしたいなという思いがあります。

そこで、資料の12ページを見ると、免除の方の割合が600件で、7%なのです。前回の平成23年のときは3.1%ですから、正直に言って割合は増えていっている感じがありますので、ここをそのままそっとしておいてあげるのが、まずは福祉としては大切なことなのかなと考えておりました。

○杉岡会長 浅松委員、何か補足がありましたらお願いします。

○浅松委員 どちらの方向もあり得ると思うのですけれども、赤の線の最低負担額の4,200円のラインの34世帯の方を免除のほうにしてしまうのか、そのまま維持して、あるいは引き上げてというふうにするのかは、どちらが正しいという話ではないのでしょうか、34世帯の方がどちらのほうに行くのか全然イメージできないのですけれども、免除という方法もあり得るのかなと。世帯数が少ないので、いっそ免除のような形でもいいのかとも。すみません、結論が出ているわけではないですが、ここの扱いが非常にデリケートだなと思いました。

○梶副会長 やはり、答えはなかなか難しいなというのが正直なところですよ。

数字だけで考えると、最低負担額について言えば、4,200円から5,000円に上

げるとするのは、これまでの経緯からすると妥当なのだろうというふうにも見えます。ただ、そうすると、34世帯の方々の、たかだか800円といえばそうなのかもしれませんがけれども、それがどれだけ生活に影響するのかというところも心配になるところです。やっぱり、それだけの減免をされているということは、収入がそれしかないということで、ぎりぎりの生活をされている場合もあるのではないかと思いますから、そういうところは個別の対応も考える必要があるのかなと思いました。

全額免除に関しましては、先ほど田作委員が言われたように、平成23年度から比べると割合も上がっているし件数も増えているので、ここのところを何か変更するというのは、私としては、しなくてもいいのではないかという気がしています。

ただ、全額免除に関して、恐らく、文字で書いてあるだけなので分からないのですけれども、個別にしっかりと状況を把握して全額免除の判断をされているのだろうと思いますので、そういうことであれば、全額免除という考え方についてはこのまま継続していいのではないかと考えております。

以上です。

○杉岡会長 皆さんからいろいろと指摘をいただきましたので、これらの皆さんのご意見を基に少し整理をしていただきたいと思います。

やはり、住宅というのは生活の基盤になるものなので、住宅があるかないかという問題は、最低、住宅が奪われることがないような配慮が重要ですし、法制度上も、生活困窮者の自立支援法の中でも住宅は最優先的な確保課題ということで保障されていくことになっておりますし、札幌市の場合は単身夫婦の世帯の高齢者の割合も結構高いですし、全体として見ると、所得階層がそんなに高い人は市営住宅には入っていないのが現実なので、これを生活保護の基準に連動させて処理していくほうがシンプルでやりやすいのかどうかというところを、具体的に数字の作業を進めて、現状より負担が増えてしまうような仕組みになってしまうところは、激変緩和のような形でクリアしていく必要があると思うのです。マイナンバー制度もそうなのですが、社会保障の根本は、最低限の生活がきちんと営まれているかどうかということに対する捕捉がきちんとできていかなければいけないので、本来的には政府の責任でマイナンバー制度をしっかりと定着させていければ、この話もそんなに面倒なことにはならないと思うのですが、しばらくかかりそうだという話と、毎年のように生活保護の基準見直しの議論が行われており、今回のように、コロナによる影響も、国際情勢を含めて、賃金の問題と生活困窮の話が見直さざるを得ないという話になってくると、今、生活保護の現行の基準のところを引っ張り上げても、もう一回生活保護の見直しがかかるということが予測されてしまうので、ここ1~2年は、制度の整理の仕方を見据えていく必要があるのではないかなという印象があります。

なるべく根拠を明確にした形で、どういうところを解決していかなければならないかということ踏まえて、改定するための条件を詰めていけるようになればいいのではないかと考えております。

前回、最低家賃を4,200円にしたのも、最低家賃をきちんといただいていくことによって、払えない人に対しては配慮しなければいけないし、ちゃんと払っていただいていますという公平性を市民に説明していけるような形にするとか、市営住宅は建て替えを進めていかなければならないという確実な課題があるので、家賃を低いままにして建て替えがなかなか進まないままにしてしまうところを許容していくと、結果的には市営住宅がなくなってしまうという問題にもなりかねないので、そこもしかるべきところで議論をしていただくような問題提起もできればなと思っています。

ほかに何か補足的なことがあればご発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○杉岡会長 それでは、審議の経過を考慮しまして、今回の協議会はここまでとさせていただきます。

3. その他

○杉岡会長 次回の住まいの協議会日程について、事務局から連絡をお願いします。

○事務局（山崎住宅管理担当課長） 今後のスケジュールについてでございますが、委員の皆様には資料をメールでお送りした際にお知らせしておりますけれども、今日の協議会でお示ししようと考えていましたアンケート案につきましては、準備に時間を要していることから、今日はお示しすることができませんでした。アンケート案につきましては、次回の協議会でお示しさせていただきたいと考えております。

また、全体のスケジュールについてですが、当初お示した案では、8月に答申書を手交する予定としておりましたが、そのスケジュールで進めることも難しい状況となっております。誠に恐縮ではございますが、次回の第4回協議会は9月に開催させていただいて、その際に、今後のスケジュールについてもお示しさせていただきたいと考えております。

委員の皆様には、当初の予定よりも長期間にわたってご審議いただくことになってしまいますが、どうかよろしくお願いたしたいと思っております。

○杉岡会長 アンケートの見込みの時期も関係あると思うのですが、前回も皆さんの予定が相当立て込んでいるということもございましたので、もし可能であれば、そのアンケートの見込みを入れた上で、どこら辺なら皆さんが空いていそうなかをお伺いしておこうと思います。

アンケートのたたき台をここで議論できそうな時期は、いつぐらいから可能だと思われますか。

○事務局（藍原住宅担当部長） 9月の中旬以降で日程を調整いただければと思います。

[次回協議会の日程調整]

○杉岡会長 それでは、20日か21日のどちらかしか候補がなさそうですので、早めに詰めていただいて、どちらかで皆さんに早めに予定を入れておいていただけるように調整をお願いしたいと思います。

4. 閉 会

○杉岡会長 本日は、私自身が遅れてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。

熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第3回住まいの協議会を終わらせていただきます。

以 上